

想定Q & A

2020/08/11 時点

1 補助対象事業者について

	質問	回答
1	主として製造業だが、製品を事務所等で販売している場合は対象となるか。	実態として小売業を営んでいると認められる場合は対象とします。(現地写真や販売内容等、状況のわかる書類を添付してください。)
2	対象業種には当てはまらないが、事務所内において、打合せや窓口対応など顧客と接する機会が多い場合は対象となるか。	事務所内の打合せや相談、手続きなどについては、今回の補助の対象外とさせていただきます。
3	NPO法人や組合など、会社以外の団体は申請することはできないのか。	会社や個人事業主以外でも、例えば飲食店では資本金額(出資金額)5千万円以下又は従業員数が50人以下の法人や組合等の団体は、申請することができます。 (例:特定非営利活動法人、一般・公益法人、社会福祉法人、生活協同組合等) <u>なお、人格のない社団等(いわゆる「みなし法人」)についても、確定申告書や会則等で事業の実態が確認できる場合には、補助対象として差し支えありません。</u>
4	売上が減少したなどの条件はあるか。	売上の状況に関わらず申請することができます。
5	新たに起業する場合は対象となるか。	対象となります。
6	店舗と住宅が一体となっている場合の取扱い。	店舗部分を対象とします。
	<u>店舗・事業所(補助対象)と事務室(対象外)が一体となっている場合、下記部分に対策を講ずる際の取扱いは。</u> ① 応接室や応接テーブル ② 室内の換気設備 ③ トイレなどの共用部分	<u>従業員以外の不特定多数の人が利用するものであれば、いずれも対象とします。</u> <u>(必要に応じて、該当箇所の写真を添付させるなど、状況を確認してください。)</u>
7	施設内に入っている売店や飲食店は、それぞれ1店舗と取り扱ってよいか。	同じ施設の中でも、営業区画が独立して営業している場合は、それぞれ1店舗として申請して構いません。 (例:ショッピングセンターでテナント出店する店舗、宿泊施設内の売店や飲食店など)
8	サービス業に含まれていない、金融機関や保険業の店頭における感染症対策は補助対象となるか。	<u>金融業や保険業は、対象業種には含まれていませんが、不特定多数の人の出入りのある補助対象の店舗等と同等と認められるかどうか、現在、検討を進めています。</u>
9	製造業等において、年に数回、商品の販売会を行う場合は補助対象となるか。	年に数回など、臨時的に開催される場合は補助対象外とします。
10	店舗を持たず、イベント会場や他の施設内に	原則として補助対象外とします。

	出店して商品を販売する場合は補助対象となるか。	(ただし、毎月会場使用料を支払って実施するなど、決まった場所で恒常的に営業する場合には補助対象とします。)
11	産直などの店舗に共同で出店する場合など、任意団体は補助対象となるか。	小売など対象となる事業を営んでいる場合には、法人の形態を問わず対象とします。その場合の店舗数の取扱いは、上記7のとおりです。
13	<u>一般消費者に対して行う、住宅の販売・分譲や建設工事の請負は補助対象となるか。</u>	<u>建設業・不動産取引業は、対象業種には含まれていませんが、不特定多数の人の出入りのある補助対象の店舗等と同等と認められるかどうか、現在、検討を進めています。</u>
14	<u>民泊事業者は補助対象となるか。またその場合、民家のどの部分が補助対象となるか。</u>	<u>民泊事業者も宿泊業として補助対象とします。(宿泊業法に基づく許可又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている者)その場合、(本来住居部分は対象外ですが)宿泊客が利用する区域は対象として構いません。</u>
15	<u>業界団体等が、団体の管轄市町村外にある事業者分もとりまとめて申請することは可能か。</u>	<u>原則として認めていません。(所在する管轄ごとに申請いただくことを原則としています。)</u>
16	<u>ショールーム、モデルハウス、住宅展示場等、商品の販売に関わる場所も対象としてよいか。</u>	<u>建設業・不動産取引業は、対象業種には含まれていませんが、不特定多数の人の出入りのある補助対象の店舗等と同等と認められるかどうか、現在、検討を進めています。</u>
17	<u>対象業種に該当する施設の指定管理を行っている場合に補助対象となるか。</u>	<u>指定管理を行っている法人等は、対象外とします。(指定管理している施設の感染症対策は、施設の所有者において行われるべきものであって、当該補助金により、事業継続を支援するものではないため。)</u>

2 証拠書類について

	質問	回答
1	どのような書類が必要か。見積書、契約書、納品書、領収書全て必要か。	対象となる経費の内容や金額、支払日時、支払者及び支払先が確認できれば必要最低限で構いません。
2	宛名の記載のない領収書でもよいか。レシートでもよいか。クレジットカードによる支払いでもよいか。	対象となる経費の「内容」、「金額」、「支払日」、「支払者及び支払先」が確認できる書類が必要です。 (レシートや領収書だけではわからない場合は、明細書や納品書など、確認可能な書類を提出してください。)
3	領収書を廃棄してしまったが申請できるか。	支払い状況が確認できる書類が必要です。可能であれば再発行もご検討ください。

4	インターネット通販で購入したもので、領収書が発行されない場合は申請できるか。	利用したサービスによっては領収書や明細書が発行できる場合があるので確認してください。 領収書が発行できない場合は、購入履歴画面など取引内容がわかるものを印刷して添付してください。
5	証拠書類として、宛名（支払者）の記載がないレシートしかない場合は、別に領収書が必要か。（既に購入済みの場合など）	領収書の追加発行などにより、支払者の確認できる書類の提出をお願いしています。
6	本社が物品をまとめて購入し各店舗に配分する場合の、書類の提出方法は。	明細書等の書類のうち、各店舗への配分額がわかるよう示してください。（例：手書きで各店舗への配分数量やその金額を記載する、別紙で各店舗への配分額一覧を添付する、など）
7	購入した物品の品目の内訳に、補助対象物品と対象外の物品が混在している場合の、書類の提出方法は。	明細書等の書類のうち、対象経費がわかるよう示してください。（例：手書きで対象箇所に印をつける、別紙で対象品目一覧を添付する、など）
8	通帳の写しはどの部分を提出すればよいか	通帳の表紙と、表紙の次の見開きページとを想定しています。

3 対象経費について

	質問	回答
1	〇〇は対象として認められるか。	別紙の補助対象経費の例を参照してください。
2	リース、レンタルの設備は対象となるか。	対象とします。
3	インターネットオークションで購入したものは対象となるか。	対象としません。
4	消費税分は補助対象か。	対象としません。税抜価格を補助対象経費として算定してください。
5	年間を通してリース契約をしていて、一部が対象期間を超える経費はどのように取り扱うのか	契約期間全体に占める補助対象期間（4/1～12/31）の割合で、対象経費を算出してください。 （例：4月から年間契約を結んでいる場合は、12か月の契約に対し補助対象期間9か月なので、契約金額に75%（9/12か月）をかけた額を対象経費とする。）
6	補助対象外とされている「著しく高額」とはどの程度か。	明確な基準はありませんが、高額となった理由を審査の際に確認し、妥当だとは言いえない場合には対象外とさせていただくことがあります。
7	購入した物品の納品・支払・口座引き落としの日が補助対象期間（～12/31）をまたぐ場合の取扱いは。	納品・支払いがともに期間中に完了しているものを対象とします。

8	クレジットカード決済の際の補助対象期間の取扱いは。	納品と支払い（決済）が期間中に完了しているものを対象とします。（口座引き落としの日は考慮しません。）
9	クレジットカード決済等でのポイント還元により値引きされた分の取扱いは。	ポイント還元分は、対象経費から差し引く必要はありません。 （①購入者があらかじめ貯めたポイントを消費して値引きされた分は、購入者がもともと持っていた利益であるため。 ②キャッシュレス・ポイント還元事業による値引きは、購入者が負担した消費税分に対する還元とみなせるため。）
10	自社仕入れした製品の在庫から、店内の感染症対策のために製品を使用した場合の取扱いは。	使用した製品の仕入れ価格分を補助申請できることとします。 証拠書類としては、仕入れに係る領収書類を添付してください。
11	店内の抗菌化に要した経費（抗菌仕様の壁紙、コーティング剤など）	対象とします。
12	<u>エアコンの導入について、空気清浄機能や換気機能のない機種でも補助対象となるか。</u>	<u>空気清浄機能や換気機能を有する方が望ましいが、当該機能がないエアコンであっても補助対象とします。</u> <u>（エアコンによる送風と、窓や戸の開放とを併せて換気を行うことが可能なため）</u>

4 補助金額の算定について

	質問	回答
1	商工団体の管轄する区域内に対象店舗・事業所が複数ある場合はどう取り扱うか。	店舗・事業所ごとに補助額を算定し、その合計額を申請額としてください。 （1店舗ごとに申請を行うのではなく、まとめて申請してください。） <u>例）ある市町村内にA店・B店の2店舗を営</u> <u>営しており、対象経費がA店8万円、B店1</u> <u>2万円の場合の申請額は、A店8万円+B店</u> <u>10万円（上限）=18万円</u> <u>ただし、鉄道・道路旅客運送業については、</u> <u>対象経費全体に対し、事業所数×10万円を</u> <u>上限として算定してください。</u>
2	複数の市町村にまたがって店舗・事業所を営業する場合はどう取り扱うか。	管轄する商工団体ごとに、申請を行ってください。
3	商工団体の審査の結果、申請内容に修正がある場合、申請書を再提出させるべきか。（例：税込額から税抜額へ修正、対象とならない経費の除外 等）	修正内容について申請者に確認し了解が得られた場合は、審査担当者が朱書きで査定を加え、交付決定を行ってください。
4	<u>領収書や見積書等の提出書類から税込価格しか確認できない場合に、補助対象経費（税抜価格）の算定はどのように行うべきか。</u>	<u>購入先に問い合わせ税抜価格を確認してく</u> <u>ださい。</u> <u>なお、問い合わせでも税抜価格が不明の場合</u> <u>は、消費税率で割り返した額（1円未満は切</u>

		<u>り捨て)を補助対象経費として差しつかえありません。</u>
--	--	----------------------------------

5 申請書類の記載方法について

	質問	回答
1	申請書への記載例はあるか。	県のホームページに、申請書類と併せて記載例を添付しています。
2	手書きで申請してもよいか。	手書きでも構いません。 (手書きでも申請できるよう、ホームページ上の様式を修正しました。)

6 商工団体による審査について

1	営業実態のない休眠会社が申請することも考えられるが、その確認方法は。	これまで営業実態がなくても、今後の営業のために感染症対策を講じる場合は対象とします。 営業実態について書類の提出(確定申告の写しなど)は求めていませんが、もし不審な点が見受けられる場合には、適宜確認をお願いします。
2	業態の確認方法は。 (製造業の事業所の一角で商品を販売している場合など)	書類の提出は求めていませんが、申請内容から確認できない場合には、聞き取りのうえ、その内容を申請書類に追記いただくなど、補足をお願いします。
3	商工団体の審査の結果、申請内容に修正がある場合、申請書を再提出させるべきか。(例: 税込額から税抜額へ修正、対象とならない経費の除外 等)	修正内容について申請者に確認し了解が得られた場合は、審査担当者が朱書きで査定を加え、交付決定を行ってください。